

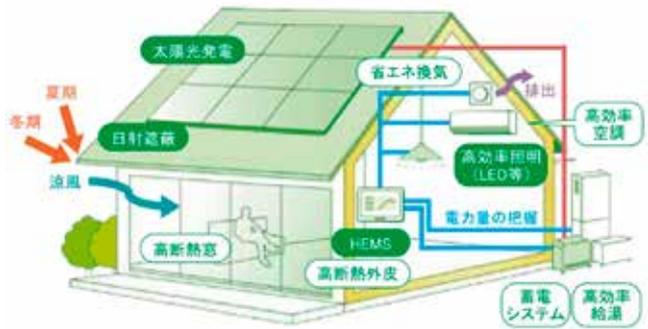
ZEH(ゼッチ)導入補助制度が始まります

環境政策課 ☎443-2053

ZEH(ゼッチ)とは

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、1年間で創るエネルギー量と消費するエネルギー量が、正味(ネット)でおおむねゼロ以下となる住宅です。

住宅に高い断熱性を持たせ、高性能な設備を整えることで、省エネルギーに努めつつ、太陽光発電などで電気を創りだします。夏は涼しく冬は暖かく過ごせる快適な住まいになるだけでなく、光熱費の削減にもつながります。



出典: 経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト

ZEHを導入された方へ補助します

申請受付期間 / 5月9日(月)～令和5年3月20日(月)

補助金額 / 1戸あたり上限20万円

予定数 / 30件

補助対象住宅の主な要件 /

- ・市内の戸建住宅であること
- ・国が実施するZEHを対象とした補助金の確定通知を受けていること

※市が行う「チームとやまし」に登録し、今後2年間、環境家計簿を入力する必要があります。



詳細はこちら



チームとやまし
ホームページ

省エネルギー機器等導入補助制度のお知らせ

申請受付期間 / 5月9日(月)～令和5年3月20日(月)

補助額 / 5万円

補助対象機器

補助対象機器	要件
定置型蓄電池 (ポータブル不可)	・ 4 kWh以上の容量であること ・ 太陽光発電システムをすでに設置している、または同時に設置すること ・ 蓄電ユニットの増設および設備改修ではないこと
家庭用燃料電池 (エネファーム)	・ 都市ガス・LPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること ・ 機器の増設および設備改修でないこと
ペレットストーブ	・ 木質ペレットのみを燃料とすること ※薪を燃料として利用できない構造であること。

詳細はこちら ▶



※太陽熱利用システム、地中熱利用システム、一括導入上乗せ補助金は、令和3年度末をもって終了しました。

※市が行う「チームとやまし」に登録し、今後2年間、環境家計簿を入力する必要があります。

※「ZEH導入補助金」と「省エネルギー機器等導入補助金」の併用はできません(ペレットストーブを除く)。

※「太陽光発電システム設置補助金」は、令和3年度末をもって終了しました。

市立小・中学校の再編について

地域説明会を開催します

圏学校再編推進課 ☎443-2241

市教育委員会では、将来の子どもたちの学びを保障するため、学校規模の適正化を進めるとともに、全市的な視野に立った教育の全体像の構築が必要であると考えています。

保護者や地域の方との話し合いを進めるためのスタートラインとして2月24日に策定した「市立小・中学校再編計画^(※)」や「本市が目指す今後の教育の方向性」について、地域説明会を次のとおり開催します(事前申込不要)。

(※)市立小・中学校再編計画は、市ホームページ(「学校再編」で検索)をご覧ください。

	日時	地域	会場
第2回	4月24日(日)10:00~11:15	八尾	黒瀬谷交流センター 多目的活動室(八尾町小長谷)
第3回	4月24日(日)13:30~14:45	山田	山田小学校 体育館(山田北山)
第4回	4月26日(火)19:00~20:15	富山東部	太田小学校 体育館(太田)
第5回	4月28日(木)19:00~20:15	呉羽	呉羽会館 集会ホール(呉羽町)
第6回	5月9日(月)19:00~20:15	富山北部	岩瀬小学校 体育館(岩瀬御蔵町)
第7回	5月17日(火)19:00~20:15	婦中	婦中ふれあい館 大研修室(婦中町砂子田)
第8回	5月21日(土)10:00~11:15	大沢野	大久保ふれあいセンター 多目的ホール(下大久保)
第9回	5月21日(土)13:30~14:45	細入	神通碧小学校 体育館(楡原)
第10回	5月23日(月)19:00~20:15	和合	和合中学校 体育館(布目)
第11回	5月25日(水)19:00~20:15	富山南部	富南会館 大会議室兼多目的ホール(悪王寺)
第12回	5月27日(金)19:00~20:15	富山西部	神明小学校 体育館(高田)
第13回	5月28日(土)10:00~11:15	大山	大山地域市民センター ホール(上滝)

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給しています。対象となる方は、期限までに申請してください。

【令和3年度住民税均等割が非課税の世帯】 申請期限／5月31日(火)(必着)

支給対象世帯の世帯主へ、2月下旬～3月初旬に、確認書を送付しました。申請期限までに、同封の返信用封筒で返送してください。別途書類が必要な場合があります。詳細は、問い合わせてください。

【令和3年1月以降に家計が急変した世帯】 申請期限／9月30日(金)(必着)

令和3年度住民税均等割非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入(所得)が減少し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情があると認められる場合は、給付金の対象となる場合があります。

申請期限までに、郵送で、申請書と必要書類を、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38)へ。または直接、特設窓口(Toyama Sakuraビル3階:新桜町)へ。

申請書は特設窓口、福祉政策課、各行政サービスセンター地域福祉課、各地区センター、市社会福祉協議会(今泉)の窓口を設置するほか、市ホームページ(「住民税非課税世帯 臨時特別給付金」で検索)からもダウンロードできます。

詳細は、ホームページをご覧ください。

! 振り込め詐欺や、個人情報聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。

問い合わせ

富山市臨時特別給付金コールセンター ☎471-8820 受付時間／平日9:00~17:00